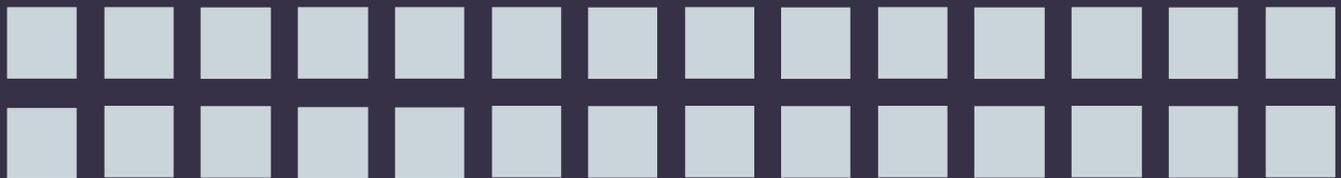




田町景観まちづくり協定



田町景観まちづくり協議会監修



協定の目的

この協定は、白河市景観条例（平成22年12月20日白河市条例第39号）の規定に基づき、良好な景観まちづくりのために必要な基準を定め、街並み景観を守り、育て、城下町にふさわしい品格ある美しさと、安全で安らぎのある歩行空間のある沿道景観を高めることにより、住民が誇りと愛着を持ち、人と人との触れ合いとおもてなしを感じるまちづくりに資することを目的としています。



田町から見た小峰城三重櫓



白河提灯まつり

まちづくりのイメージ

田町地区は阿武隈川から JR 東北本線までの旧奥州街道沿いの地域であり、城下町白河の玄関口ともいえる場所です。昔は田町堀があり、自然環境にも恵まれた城下町白河の町人や職人の町が広がっていました。白河提灯まつりでは、神社神輿を担ぎ、提灯行列の出発地点として伝統の祭りを支えています。現在は、店舗と住宅が共存しています。

この協定では、街並みをつくるルールやまちづくり活動を通して周囲の歴史的景観との調和を目指すとともに、地域の人々の生活に配慮した沿道景観・空間の形成を目指します。



景観形成ガイドラインゾーン（Eゾーン）より

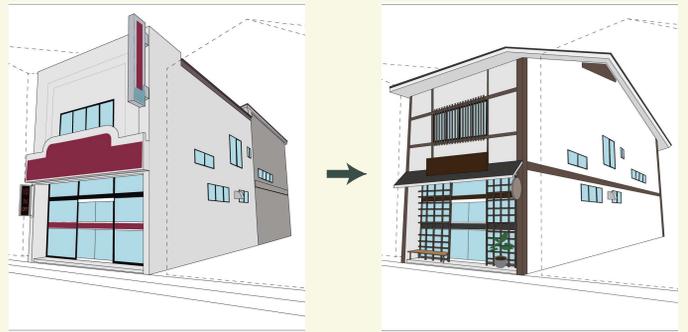
対象区域



協定対象範囲（国道 294 号、国道 294 号白河バイパス及び城山線沿線）

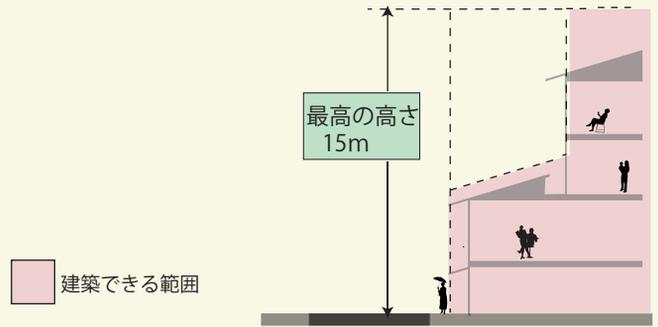
まちづくり景観形成の基準

地域のまちづくり景観形成のため、協定者は建築物等の新築・増築・改築・修繕・模様替え等を行う場合には、次の基準にのっとり、これを遵守するものとする。



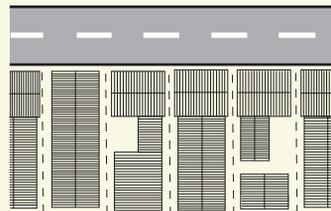
1 第5条(1)①規模イ.高さ 「最高高さ15mまで」

心地よい街路景観イメージを確保するため、最高高さを15mまでとしましょう。

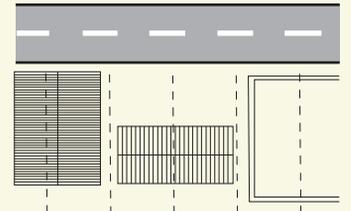


2 第5条(1)①規模ロ.敷地割り 「歴史的な敷地割りの継承に努めましょう」

建物規模は、短冊状の敷地割りをまたぐようなものは避け、歴史的な敷地割りを継承するよう努めましょう。



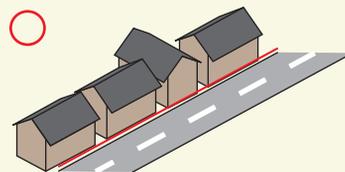
○ 歴史的な短冊状の敷地割りを継承した建物の規模



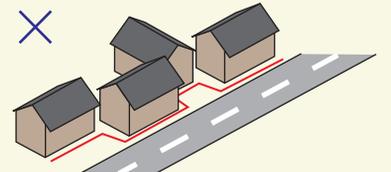
× 歴史的な短冊状の敷地をまたぐ建物の規模

3 第5条(1)②位置 「壁面位置の連続性に努めましょう」

歴史的街並みの連続性に配慮し、前面道路に面する敷地境界に可能な限り揃えましょう。駐車場を設けるためにやむを得ず建物の壁面を前面道路から後退させる場合、沿道の街並みとの調和に配慮し、植栽等で修景を行いましょう。



○ 壁面線が揃うことで、街並みの連続性を保つことができる

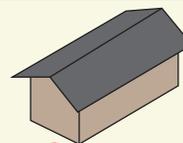


× セットバックが生じることで、連続性が失われてしまう

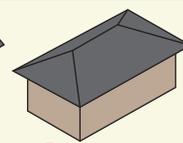
4 第5条(1)③屋根イ.形状 「二方向以上に勾配している屋根に」

二方向以上に勾配(勾配3~6寸)している切妻や寄せ棟・入母屋の形態を基本とし、陸屋根や片流れ屋根・ポールト屋根にしません。(前面道路側に軒が向く片流れ屋根に関しては、個々の敷地条件に応じて可能)

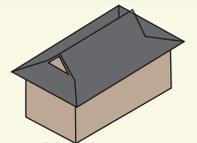
街道沿いの歴史的街並みの連続性を保つために、道路境界線を超えない範囲で周辺の建物と調和する高さに、二階部分をセットバックさせ一階部分の屋根を延長させた軒を設置する、または一階屋根部分に庇を設置することに努めましょう。



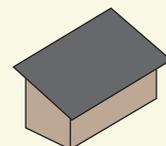
○ 切妻



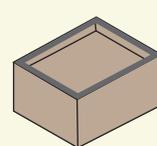
○ 寄せ棟



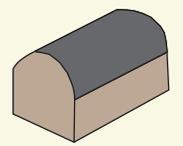
○ 入母屋



△ 片流れ



× 陸屋根



× ポールト

5 第5条(1)③屋根ロ.色彩
「落ち着いたある黒色・茶色系統に」

落ち着いたある黒色・茶色系統としましょう。
(明度と彩度の制限があります)



○ 黒色で統一された日本瓦



6 第5条(1)③屋根ハ.素材
「日本瓦、平板瓦、伝統的な赤瓦に」

可能な限り日本瓦及び平板瓦や
伝統的な赤瓦としましょう。
(日本瓦に類する軽量瓦等を用いる
場合、色彩に配慮。金属板等を用いる
場合は、光沢のあるものを
避け、濃い黒・灰色・茶色系統と
しましょう。)



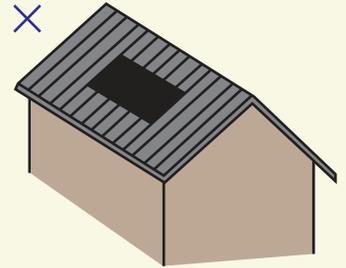
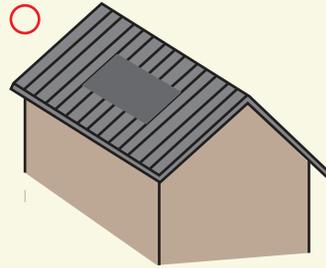
○ 平板瓦



○ 金属板 (色彩に配慮)

7 第5条(1)③屋根ニ.ソーラーパネル
「光沢のない黒・濃い灰色に」

屋根にソーラーパネルを設置する場合、パネル
の色は光沢のない黒・濃い灰色とし、セルの目地
や配管が目立たないように、壁や屋根の色彩と合
わせたり、目立たない位置に設置しましょう。

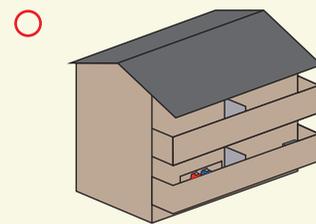


屋根の色と合わせたソーラーパネル

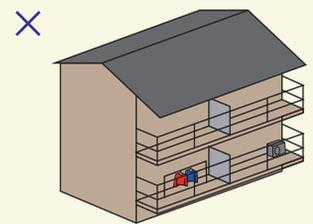
8 第5条(1)④壁面意匠及び開口部イ.意匠
「集合住宅等のバルコニーは、建物と同一の色彩に」

3階以上の壁面部分については壁面後退を基本
としましょう。店舗等の1階部分は歩行者に配慮
し、ショーウィンドウなどを設け、賑わいを演出
した意匠としましょう。

集合住宅等にバルコニーを設置する際は、建物
と同一の色彩・一体的な形態意匠とし、バルコニー
内の建築設備や洗濯物等が道路側及び歴史的建築
物等側から見えにくい構造としましょう。



景観に配慮して建物と調和した
壁や柵等を利用したバルコニー



洗濯物や室外機などが道路側
から直接見えてしまっている
バルコニー

9 第5条(1)④壁面意匠及び開口部ロ.色彩
「白色・黒色・茶色系統に」

白色・黒色・茶色系統としましょう。(彩度の
制限があります)



○ 漆喰



○ 土壁

10 第5条(1)④壁面意匠及び開口部ハ.素材
「光沢のあるものは使用しません」

自然素材を基本とし、その他の素材を用いる場合
は、光沢のあるものを避けましょう。



× タイル



× アルミパネル

11 第5条(1)④壁面意匠及び開口部ニ.開口部
「見通しのきくものに」

前面道路に面する開口部は、閉鎖的なものは避け、
グリルシャッターや木製格子戸など見通しのきくもの
にし、建具は歴史的な街並みに配慮し、木製または
色彩に配慮した木製格子に準ずるものとしましょう。



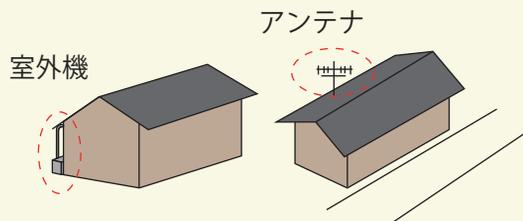
○ 木製格子



× 閉鎖的なシャッター

12 第5条(1)⑥建築設備 「屋外建築設備は前面道路から目立たないように」

室外機や配管などの屋外建築設備は、前面道路から直接見えない位置に設置しましょう。やむを得ず前面道路から見える位置に設置する場合は、建築物の外観意匠と調和した目隠しや植栽などで隠す、または外壁面と調和した色彩とするよう努めましょう。

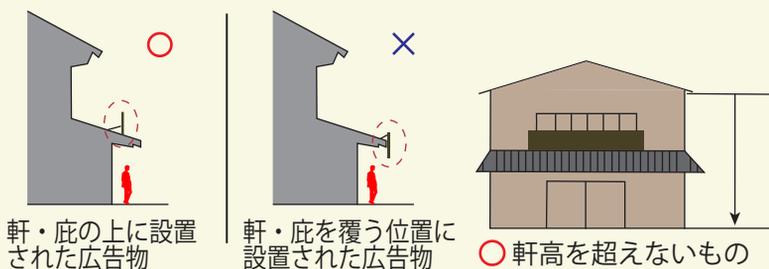


○ 道路から見えにくい位置に設置

○ 建築物の外観意匠と調和した目隠し

13 第5条(1)⑥屋外広告物イ.位置 「軒高を超えないように」

軒高を超えないものとし、軒・庇を著しく覆わないよう努めましょう。



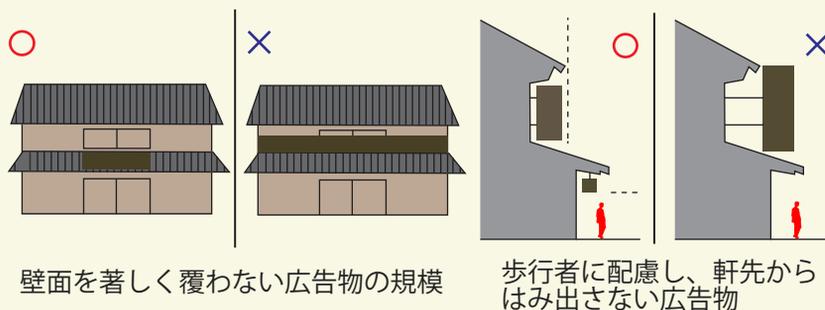
軒・庇の上に設置された広告物

軒・庇を覆う位置に設置された広告物

○ 軒高を超えないもの

14 第5条(1)⑥屋外広告物ロ.規模 「壁面や開口部を著しく覆わないように」

前面道路の壁面や開口部を著しく覆わないものとし、街道の景観を阻害しないよう努めましょう。突出広告物については、軒先からはみ出さない小規模なものとしましょう。



壁面を著しく覆わない広告物の規模

歩行者に配慮し、軒先からはみ出さない広告物

15 第5条(1)⑥屋外広告物ハ.意匠 「自然素材、最小限の掲載情報、落ち着いた色彩に」

素材は自然素材を基本、掲載情報は最小限のもの、色彩は落ち着いたものにしましょう。(彩度の制限があります) また、電球・ネオン管・LED等で広告物の文字や下地が直接発光するものを避け、間接的に広告物を照らすように努め、間接光の色は白色・淡色等を用い、落ち着いた色とするよう努めましょう。

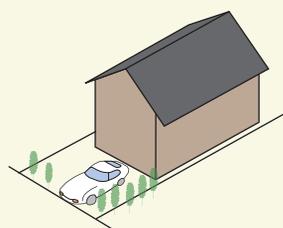


○ 木材等の和風の素材を用いた広告物

○ 間接光

16 第5条(1)⑦植栽 「景観に配慮して、植栽を」

駐車場等を設ける目的で建物の壁面を後退した場合は、景観に配慮し、植栽を行いましょ。また、店先や庭先では、花木や季節感を演出できるような樹木を植栽するよう努めましょう。



○ 壁面後退によってできた駐車場を修景するための植栽の整備

17 第5条(2)⑧駐車場・車庫 「景観に配慮した修景を」

駐車場・車庫を設ける場合は、歴史的な沿道景観に配慮した修景を行いましょ。大規模駐車場（5台を超える場合）は、設けないことが望ましいが、やむを得ず設ける場合や既存のものがある場合は、木塀等を用い歴史的な沿道景観に配慮した修景をするよう努めましょ。

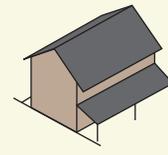
<大規模駐車場>



○ 街並みの連続性に配慮した木塀を用いた修景



○ ピロティ部分を格子等で修景した車庫



○ 建物と一体化した屋根つき駐車場



○ 外構の門、生垣と共に整備した駐車場

18 第5条(2)⑨塀・柵 「閉鎖的なもの・圧迫感のあるものは用いません」

道路境界に塀・柵を設ける場合は閉鎖的なものは避け、木塀・生垣・植栽等を用いましょ。隣地境界に塀・柵を設ける場合はブロック塀等、圧迫感のあるものは避け、植栽・見通しのきく柵等を用いましょ。



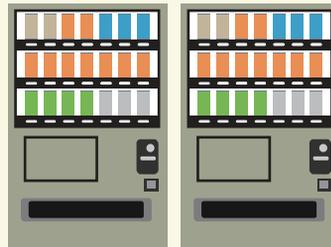
○ 木塀



○ 見通しのきく柵

19 第5条(2)⑩その他の設置物 イ、自動販売機 「建築物等と一体的になるように」

自動販売機を設置する際は、周辺景観との調和を考慮し、建築物等と一体的になるように計画しましょ。(屋外に設置する際は、外装色の色相、明度、彩度の制限があります)



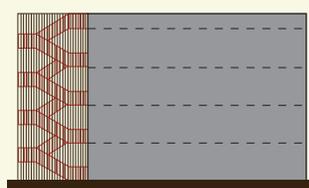
○ 落ち着いた色の自動販売機



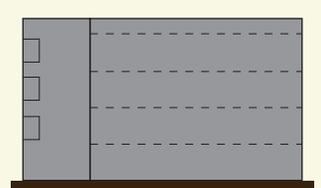
○ 木枠で自動販売機を囲う

20 第5条(2)⑩その他の設置物 ロ、屋外階段 「建物との一体化や位置・色彩に工夫を」

屋外階段の設置の際には、道路側や歴史的建物の周辺等の公共的空間からの見え方に十分配慮し、見えにくい部分に設置するかルーバー等を用いて建物と一体化、または周辺と調和した色彩としましょ。



○ ルーバーを用いて建物と一体化した屋外階段

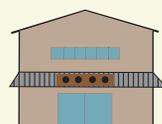


○ 壁で覆うことにより建物と一体化した屋外階段

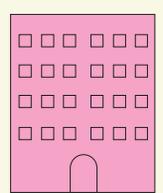
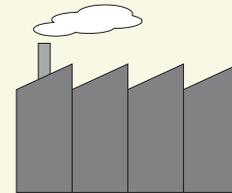
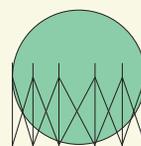
21 第5条(3)立地のできない建築物の用途等 「キャバレーやラブホテルなどは建築しません」

キャバレーやテレホンクラブなどは建築しません。店舗や事業所等を建築する場合の床面積は500㎡までとしましょ。

○ 料理店



× ラブホテルや排煙を拡散する工場等



立地のできない建築物の用途等 (例)

色彩基準（マンセル表色系）

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表します。

色相とは？

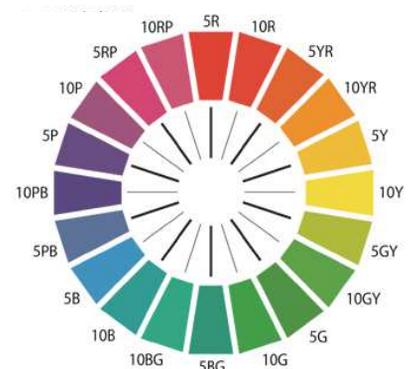
赤、青といった「いろあい」を表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG等）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように示します。

彩度とは？

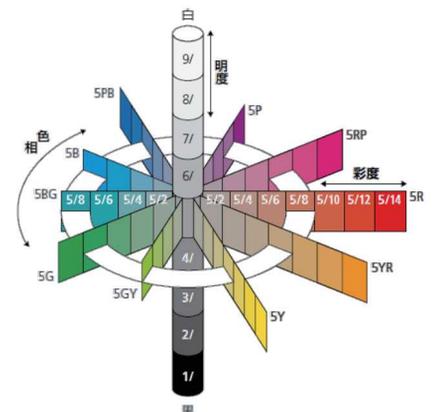
鮮やかさを表します。マンセル表色系では、0から14程度までの数値で表します。色味のない色ほど数値が小さく、逆に鮮やかな色は数値が大きくなります。

明度とは？

明るさを表します。マンセル表色系では、0から100までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。



色相（マンセル色相環）



マンセル表色系のしくみ

マンセル値

色彩の三属性を組み合わせで表記する記号で、次のように読みます。

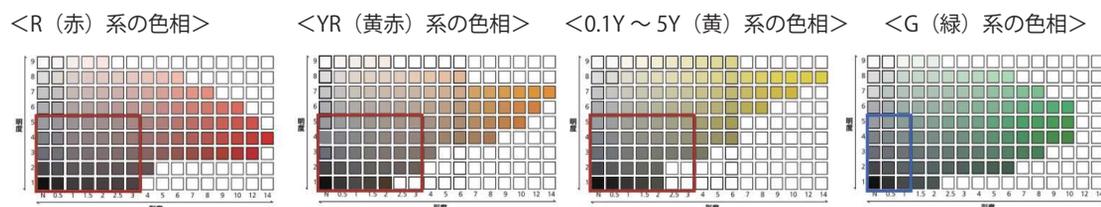


れいてんいちアール ご のさん
0.1 R 5 / 3
 色相 明度 彩度

色彩基準（屋根および壁面、屋外広告物）

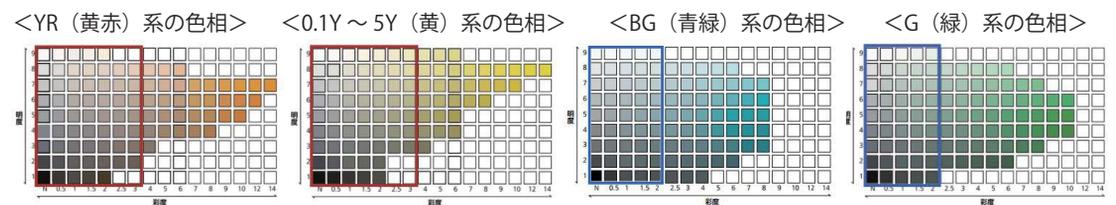
屋根

屋根は落ち着いた色のある黒色・茶色系とし、**色彩はR・YR・Y系の色相（0.1R～5Y）は明度5以下、彩度3以下、その他の色相は明度5以下、彩度1以下とする。**



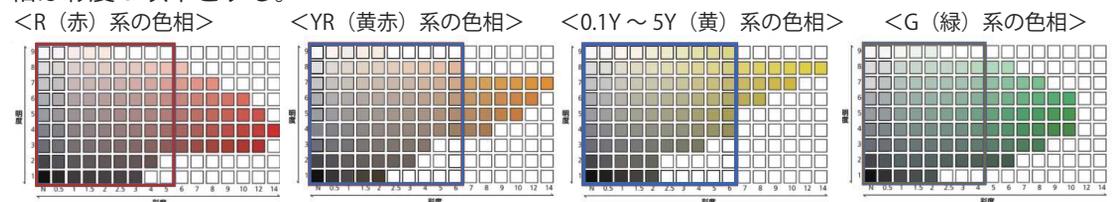
壁面

壁面の色彩は白色・黒色・茶色系を基調とし、**YR・Y系の色相（0.1YR～5Y）は彩度3以下、その他の色相は彩度2以下とする。**



屋外広告物

広告物の色彩は落ち着いた色彩とするため、**0.1R～10Rの色相は彩度5以下、0.1YR～5Yの色相は彩度6以下、5.1Y～10Gと0.1PB～10RPの色相は彩度4以下、0.1BG～10Bの色相は彩度3以下とする。**



※画像はイメージです。実際の建物・工作物等に用いられる色とは異なります。使える色彩について別途相談が必要となります。

目標達成への取組み

協定者は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる取組み（協定第13条）や運営委員会の企画等によるまちづくりのための取組みを実施していきます。



花いっぱいおもてなし運動の様子

①通りに面して休憩施設を設置するなど、通りを行きかう人々があいさつを交わし、人々の触れ合いとおもてなしが感じられる街並みを目指す。

②白河城下町への玄関口としての品格を意識し、ゴミのない美しい町並みを心がける。



③歩行空間とオープンスペースを活用した継続的なイベントを行うよう努める。

④通りに面して花を飾るなど、写真を撮りたくなる街並みになるよう工夫する。

⑤駐車スペースの配置を工夫するなど、すべての人が安心して歩ける歩行空間になるよう努める。



⑥隣近所と協力し、採光、風通し等のお互いが住みよい環境に配慮した建物形状を心がけ、快適な居住空間づくりに努める。

⑦地域の誇りである提灯まつりを中心とした歴史・文化の散策ルートの検討など、歩きたくなる工夫を図る。

⑧提灯まつりのろうそくの明かりとも調和し、夜の賑わいを演出する夜間景観の形成に努める。

⑨神社神輿を担ぐ地域として、提灯まつりに関するわかりやすい情報発信の検討と街路空間の魅力づくりに努める。

⑩阿武隈川や小峰城の石垣など、まちがもつ資源を活かし、憩いを感じる自然環境との共存に努める。



届出の流れ

協定の運用を円滑にするため、「田町景観まちづくり協定」では協定運営委員会を設置しています。当委員会では、協定区域内での建築行為における計画内容の確認、助言、変更等についての検討を行います。

協定者は、建物や工作物の建築などを行うときは、景観形成に関して委員会の承認が必要となります。

◇建築行為とは

<建物>

- 新築や増改築、移設などをする場合
- 屋根や壁の補修や色の塗り替えをする場合 など

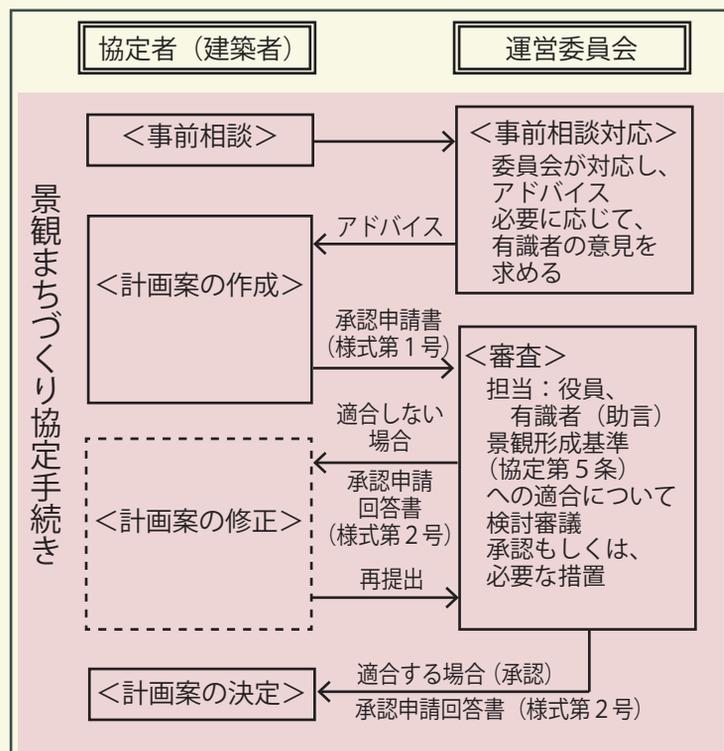
<工作物>

- 自動販売機などの新設や移設をする場合
- 駐車場や塀などの新設や補修をする場合
- 看板の設置や移設をする場合 など

<その他>

- 一部分の補修をするなど、協定の内容に該当するかどうかの判断が難しい場合 など

◇委員会への協議手順



ご相談・お問い合わせ

NPOしらかわ建築
サポートセンター

電話 0248-23-8088